

右様御座候、形儀ハ六ヶ月ノ定有御座由、此ノ者ハ
和ノ方ニシテ有御座候、方御座候、御座候、御座候、御座候
六二十年ノ御座候、御座候、御座候、御座候、御座候、御座候
ハ、御座候、御座候、御座候、御座候、御座候、御座候
御座候、御座候、御座候、御座候、御座候、御座候

吉野長三郎御座候

吉野長三郎御座候

上申、趣、常務ニ服スル者ハ出張申付、滞留日當支

給候儀ハ難御座候事

明治十三年六月十五日

大政大臣
三條實
良

乙卯四十二号

巡查制服改正之儀上申

本年二月第九號ヲ以テ府縣巡查制服改正
之義御達ニ付テハ當使ニ於テモ同様以後新製
ノ分ニテ改正候條此段上申候也

明治十三年四月十六日

開拓長官黒田清隆

太政大臣三條實美殿

長官志

十三年四月六日

三等出仕

九等庶有國義國柄

書記官

記録課

乙分四拾四号

外国人解雇之儀上申

米国人レ子ハシロト、正ルニ云ルハ、シラ、
皇官石狩國境内煤田南探及凌志國省沼煤

田改良事業監督トシテ米國人レ子ハシロト、正ルニ

スト、ガ、シ、シ、儀、昨、明、治、十、二、年、二、月、十、五、日、ヨリ、向、三、年、

間、雇、入、之、儀、乙、分、十、六、号、ヲ、以、及、上、申、置、キ、今、般